

議案第 1 0 6 号

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 7 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給与の減額） 第 1 7 条 〔略〕 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、<u>1 日につき 2 時間を超えない範囲内で勤務しないこと及び 1 年につき非常勤職員以外の職員にあつては 7 7 時間 3 0 分、非常勤職員にあつては当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1 0 を乗じて得た時間を超えない範囲内で 1 日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。</u>）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超	（給与の減額） 第 1 7 条 〔略〕 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため<u>1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。</u>）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時

えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が指定する教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が指定する教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における改正後のさいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。